

平成30年11月定例会 総務委員会（事前）

平成30年11月27日（火）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

喜多委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時47分）

これより、経営戦略部・監察局関係の調査を行います。

この際、経営戦略部・監察局関係の11月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

なお、理事者各位に申し上げます。

当委員会において、議案等の説明及び報告の際には、座ったままでなされますよう、よろしく申し上げます。

【提出予定議案等】（提出予定議案、補正予算案の概要、説明資料）

- 議案第1号 平成30年度徳島県一般会計補正予算（第5号）
- 議案第5号 徳島県税条例の一部改正について
- 議案第9号 当せん金付証票の発売について
- 議案第13号 訴えの提起に係る専決処分の承認について
- 報告第1号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
- 報告第7号 損害賠償（給与の支払遅延）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

なし

木下経営戦略部長

11月県議会定例会に提案を予定しております案件につきまして、お手元に御配付の1枚物ですが、平成30年11月徳島県議会定例会提出予定議案により、御説明いたします。

今回提出いたします案件は、議案13件及び報告7件であります。

その内訳は、予算案が第1号及び第2号の2件、条例案が第3号から第8号までの6件、その他の議案が第9号から第13号までの5件、そのうち第10号から第12号までの3件が、公の施設の指定管理者の指定についてであります。

報告につきましては、第1号から第7号までの7件となっております。

なお、現時点における追加提出予定議案でございますが、今年度の人事委員会勧告等に基づく一般職及び特別職の給与の取扱いにつきましては、鋭意検討中であり、知事等特別職の給料減額措置の延長と併せて、内容が固まり次第、必要な給与関係議案を速やかに調製し、一般質問の日に追加提出させていただきたいと考えております。

また、教育委員会委員及び人事委員会委員に係る人事案件につきましては、閉会日の追加提出を予定いたしておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、議案の順序に従い、順次、御説明いたします。

まず、第1号の一般会計補正予算につきましては、お手元に御配付の平成30年度11月補正予算（案）の概要を御覧いただきたいと存じます。

1ページを御覧ください。

今回の補正予算案につきましては、あらゆる自然災害を迎え撃つ県土強靱化の推進に向け、国の補正予算に即応した被災施設の復旧、ゼロ県債を活用した公共事業の早期着手などを盛り込み、切れ目のない15か月型・県土強靱化予算の第1弾として、三つの視点に立って編成いたしました。

一つ目は、（1）に記載のとおり、治山施設をはじめ、豪雨により被災した施設の早期復旧や地域医療・介護の充実に資する基金の積み増し、ゼロ県債を活用した県土強靱化に直結する公共事業の早期着手などによる、安全・安心対策の推進、二つ目の（2）は、国の地方大学・地域産業創生交付金の新規採択に伴う、地域の中核的産業の振興や専門人材の育成の重点的支援による、経済・雇用対策の推進、三つ目の（3）は、台風で被災した県指定有形文化財、奥村家住宅の応急修繕や統計データに基づく新たな政策立案の推進などによる、大胆素敵とくしまの実現、これらの施策に取り組むこととしております。

また、補正予算の規模といたしましては、3、一般会計11月補正予算規模にお示ししておりますとおり、債務負担行為の16億円を含め、合計で34億9,430万円となっております。

資料の2ページをお願いいたします。

今回の補正に係る歳入であります、（1）に記載のとおり、国庫支出金、財産収入、繰越金、県債となっております。

また、歳出につきましては、（2）に記載のとおり、総務費、衛生費、農林水産業費、教育費におきまして、補正額を計上いたしております。歳出の性質別の内訳につきましては、3ページに記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、もう一度、1枚物の提出予定議案を御覧ください。

第2号の流域下水道事業特別会計補正予算につきましては、第12号議案の旧吉野川流域下水道の指定管理者の指定に伴う債務負担行為を設定するものであります。

第3号及び第4号の条例改正につきましては、住民サービスの向上及び行政事務の効率化に資するため、本人確認情報を利用することができる事務の範囲及び個人番号を利用することができる事務の範囲を拡大するものであります。

第5号の条例改正につきましては、ワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会に対する寄附を促進するため、同法人に対する寄附金を個人県民税の寄附金税額控除の対象として定めるものであります。

第6号の条例改正につきましては、県立出島野鳥公園のテニスコートや休憩室等の改修により、利用者の利便性が向上することから、テニスコート使用料の額を改めるものであります。

第7号の条例改正につきましては、法改正に伴い、農林水産省告示の件名が改められたことから、所要の整備を行うものであります。

第8号の条例改正につきましては、県立阿南光高等学校への再編統合に伴い、県立阿南工業高等学校及び県立新野高等学校を廃止するものであります。

第9号の当せん金付証券の発売につきましては、平成31年度における当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法第4条の規定により、その限度額について議決をお願いするものであります。

第10号から第12号までは、公の施設の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決をお願いするものであります。

第13号の訴えの提起に係る専決処分の承認につきましては、損害賠償請求に関する訴えの提起について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認をお願いするものであります。

内容につきましては、後ほど当部局関係の説明資料により、御説明いたします。

報告第1号、損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては6件で、合計金額は225万3,391円となっております。

報告第2号、損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては8件で、合計金額は365万1,000円となっております。

報告第3号、損害賠償（庁舎事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては3件で、合計金額は113万9,232円となっております。

報告第4号、損害賠償（学校事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては2件で、合計金額は115万9,866円となっております。

報告第5号、損害賠償（警察施設事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては5件で、合計金額は122万5,743円となっております。

報告第6号、損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては1件で、金額は10万8,847円となっております。

報告第7号、損害賠償（給与の支払遅延）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては1件で、金額は246万938円となっております。

提出予定案件の全体状況につきましては、以上でございます。

続きまして、経営戦略部・監察局・出納局関係の提出予定案件につきまして、その概要を御説明申し上げます。

お手元の総務委員会説明資料、横長の資料により、その概要を御説明申し上げます。

今回、提出を予定しております案件は、予算案1件、条例案1件、その他の議案2件、報告2件でございます。

説明資料の1ページをお開きください。

一般会計の補正予算に係る地方債の変更をお願いするもので、表の一番下に記載のとおり、補正前の限度額が561億5,600万円のところ、補正後の限度額が567億8,500万円であり、6億2,900万円の補正をお願いするものでございます。

2ページをお願いいたします。

その他の議案等についてでございます。

こちらに記載しております（1）条例案1件及び（2）当せん金付証券の発売についてにつきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

3ページをお願いいたします。

（3）専決処分の承認についてでございますが、アの損害賠償請求に関する訴えの提起に係る専決処分につきまして、承認をお願いするものでございます。

交通事故に係る損害賠償額の支払を求める調停の申立てについて、9月議会で議決を頂き手続を進めておりましたが、調停不成立となりました。損害賠償請求の時効との関係上、調停不成立となった日から2週間以内に、これに関する訴えを提起する必要がありますので、専決処分を行い、報告及び承認をお願いするものでございます。

4ページをお願いいたします。

（4）専決処分の報告についてでございますが、アの職員の交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分につきまして、3件の報告をさせていただくものでございます。

1件目が、阿南市在住の方と、賠償金165万3,708円で和解したものでございます。その内容は、平成30年1月12日に、交差点の信号が青に変わり県有車両が発信したところ、前方に停止中の相手方車両の後部に追突したものでございます。

2件目が、板野郡藍住町在住の方と、賠償金16万8,040円で和解したものでございます。その内容は、平成30年4月3日に、県有車両の同乗者が降車する際、ドアを開けたところ、隣に駐車中の相手方車両に接触したものでございます。

3件目が、三好郡東みよし町在住の方と、賠償金5万7,240円で和解したものでございます。その内容は、平成30年4月18日に、県有車両が右折する際、車両前部が建物外壁に接触したものでございます。

県有車両使用時におけます安全運転等につきましては、職員の交通安全への意識を高めるため、秋の交通安全推進運動に合わせて9月から10月にかけて、eラーニングシステムによる交通安全研修2018を実施したところであり、今後とも事故防止に向けしっかりと取り組んでまいります。

5ページを御覧ください。

イの給与の支払遅延による損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分につきまして、1件の報告をさせていただくものでございます。

平成30年2月の最高裁の上告棄却の決定により、懲戒免職の処分が取り消された職員と賠償金246万938円で和解したものでございます。その内容は、懲戒免職処分をした平成24年7月から、改めて停職12月の処分をした平成30年4月までの期間の給与に係る利息を支払うものでございます。

今後、今回の裁判を教訓として、職員が非違行為を行った場合は、一つ一つの事案について、懲戒処分の指針に基づき適切に対応してまいります。

以上で、提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

なお、報告事項はございません。

どうぞ御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

喜多委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

木南委員

財政課が来ているので、さきの政策創造部の説明資料、予算書は持っていますか。平成30年度11月補正予算（案）の概要にも、経済・雇用対策の推進で、地方大学・地域産業創生交付金の新規採択というのが入っています。多分、政策創造部のほうへ振っていると思うのですが、目名が計画調査費となっていて、摘要を見ると、先ほどの概要のように、地方大学・地域産業創生事業となっています。

これは、どういう区分でこんなふうになるのか、政策創造部で聞くと、ちょっと分からないので待ってくださいと言われているのですけれども、せっかく財政課が来てくれているので、説明があればしてほしいと思います。

平井財政課長

ただいま木南委員から、今回の地方大学・地域産業創生事業の計上費目につきまして、御質問を頂いたところでございます。

御承知のとおり、予算の整理におきましては款項目節ということで、それぞれできるだけ分かりやすいように設定しておりまして、その中でより適切な目に、事業を計上させていただいているところでございます。

従来、広域行政課はじめ、政策創造部といった企画関係の部局につきましては、企画総務費や計画調査費といった目を活用しながら、様々な事業を計上させていただいた経緯がございます。

今回については、計画調査費に計上させていただいたところでございますが、目と事業の計上場所については、より分かりやすい形でできるよう、財政課といたしましても、しっかりと留意しながら作業を進めてまいりたいと考えております。

喜多委員長

小休いたします。（14時03分）

喜多委員長

再開いたします。（14時04分）

木南委員

終わります。

喜多委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部・監察局関係の調査を終わります。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。（14時04分）